

福岡県医師会第3035号(地)
平成25年3月29日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件」及び「厚生労働大臣が定める安全キャビネット等の規格の一部を改正する件」の公布について

標記の件につきまして、厚生労働省健康局結核感染症課長より日本医師会並びに福岡県保健医療介護部保健衛生課感染症係を通して別紙のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知協力方につき、よろしくお願い申し上げます。

記

改正の内容

(1) 人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部改正

感染症法の規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして、新たに、以下の病原体を指定すること。

- ・アレナウイルス属フニンウイルス(Candid#1)
- ・インフルエンザウイルスA 属インフルエンザA ウイルス(血清亜型がH5N1 であるものに限る。) A/duck/Hokkaido/Vac-3/2007(H5N1)

(2) 厚生労働大臣が定める安全キャビネット等の規格の一部改正

感染症法律施行規則に基づき、厚生労働大臣が定める防護服の規格として以下の規格を定めること。

- ・日本工業規格JIST8122(生物学的危険物質に対する防護服一種類及び試験方法)に規定する陽圧服の規格又はこれと同等以上の性能のもの。

平成25年3月13日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

「人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する
病原体等の一部を改正する件」及び「厚生労働大臣が定める安全キャビネット等
の規格の一部を改正する件」の公布について

標記の件につきまして、今般、厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県衛生
生主管部（局）長等宛通知がなされました。

本改正の内容は、下記のとおりであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、
関係医療機関等に対する周知協力方について、ご高配の程よろしくお願い申し上げま
す。

記

改正の内容

- (1) 人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する
病原体等の一部改正

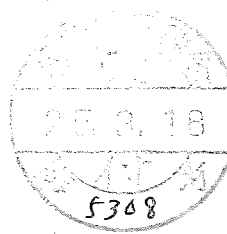
感染症法の規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして、
新たに、以下の病原体を指定すること。

- ・アレナウイルス属フニンウイルス(Candid#1)
- ・インフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウィルス(血清亜型が H5N1 で
あるものに限る。) A/duck/Hokkaido/Vac-3/2007 (H5N1)

- (2) 厚生労働大臣が定める安全キャビネット等の規格の一部改正

感染症法律施行規則に基づき、厚生労働大臣が定める防護服の規格として以
下の規格を定めること。

- ・日本工業規格 JIST8122(生物学的危険物質に対する防護服一種類及び試験方法)
に規定する陽圧服の規格又はこれと同等以上の性能のもの。



事 務 連 絡
平成25年 3 月 7 日

社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

「人を発病させるおそれのほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件」及び「厚生労働大臣が定める安全キャビネット等の規格の一部を改正する件」の公布について

平素より病原体等の適切な管理について、ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

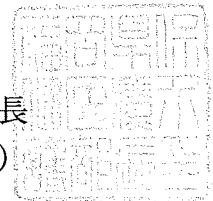
今般、告示公布につきまして、別添のとおり地方自治体宛に通知いたしましたのでお知らせいたします。

24保衛第3388号
平成25年3月13日

社団法人福岡県医師会長
社団法人福岡県病院協会
社団法人福岡県私設病院協会
全国自治体病院協議会福岡県支部
社団法人福岡県精神科病院協会

殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)

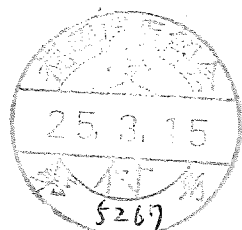


「人を発病させるおそれのほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件」及び「厚生労働大臣が定める安全キャビネット等の規格の一部を改正する件」の公布について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。



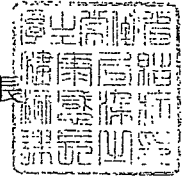
各医師会通知



健感発030,7第4号
平成25年3月7日

各 〔都道府県〕
政令市 衛生主管部（局）長 殿
特別区

厚生労働省健康局結核感染症課長



「人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件」及び「厚生労働大臣が定める安全キャビネット等の規格の一部を改正する件」の公布について

「人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件」（平成25年厚生労働省告示第40号）及び「厚生労働大臣が定める安全キャビネット等の規格の一部を改正する件」（平成25年厚生労働省告示第41号）については、本日公布され、同日より適用されたとこ

ろです。
今回の改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者に対して周知いただくとともに、その運用に遺漏ないようお願いします。

記

1 改正の内容

- (1) 人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部改正

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第20及び第23項の規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして、新たに、以下の病原体を指定すること。

- ・アレナウイルス属フニンウイルス（Candid#1）
- ・インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A/duck/Hokkaido/Vac-3/2007（H5N1）

(2) 厚生労働大臣が定める安全キャビネット等の規格の一部改正

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則
(平成 10 年厚生省令第 99 号。) 第 31 条の 2 第 12 項の規定に基づき、
厚生労働大臣が定める防護服の規格として以下の規格を定めること。

- ・ 日本工業規格 J I S T 8122 (生物学的危険物質に対する防護服一種類及び試験方法) に規定する陽圧服の規格又はこれと同等以上の性能のもの。

2 適用日

平成 25 年 3 月 7 日

人を発病させるおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件 新旧対照条文

○人を発病させるおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定する病原体等 (平成十九年厚生労働省告示第二百号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<u>第1</u> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第6条第20項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、<u>アレナウイルス属フニンウイルス（Candid# 1）</u>とする。 <u>第2</u> 法第6条第21項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。 1～6 （略） <u>第3</u> （略） <u>第4</u> （略） 1～14 （略） <u>15</u> <u>インフルエンザウイルスA型インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A/duck/Hokkaido/Vac-3/2007（H5N1）</u> <u>16～24</u> （略）	（新設） <u>第1</u> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第6条第21項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。 1～6 （略） <u>第2</u> （略） <u>第3</u> （略） 1～14 （略） （新設） <u>15～23</u> （略）

厚生労働大臣が定める安全キャビネット等の規格の一部を改正する件 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める安全キャビネット等の規格（平成十九年厚生労働省告示第二百一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第1・第2 （略） 第3 <u>規則第31条の2第12号の厚生労働大臣が定める規格は、日本工業規格J I S T 8122（生物学的危険物質に対する防護服－種類及び試験方法）に規定 する陽圧服の規格又はこれと同等以上の性能のものとする。</u> 第4 （略）	第1・第2 （略） （新設） 第3 （略）

○厚生労働省告示第三十九号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第五十四条の規定に基づき、昭和三十五年労働省告示第十号（労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件）の一部を次のように改正する。ただし、この告示の適用の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り續けて使用することができる。

平成二十五年三月七日

厚生労働大臣 田村 憲久

様式第七号(一)(表画)・様式第七号(二)(表画)・様式第七号(三)(表画)及び様式第七号(四)(表画)中「㊦口座番号又は記号番号(左ヅメ)」や「㊦口座番号(左詰め。ゆうちょ銀行の場合は、記号(5桁)は左詰め、番号は右詰めで記入し、空欄には「0」を記入。)」とある。

様式第八号(表画)中「㊦口座番号又は記号番号(左ヅメ)」や「㊦口座番号(左詰め。ゆうちょ銀行の場合は、記号(5桁)は左詰め、番号は右詰めで記入し、空欄には「0」を記入。)」とある。

様式第十六号(二)(表画)中「㊦口座番号又は記号番号(左ヅメ)」や「㊦口座番号(左詰め。ゆうちょ銀行の場合は、記号(5桁)は左詰め、番号は右詰めで記入し、空欄には「0」を記入。)」とある。

様式第十六号の五(一)(表画)、様式第十六号の五(二)(表画)、様式第十六号の五(三)(表画)及び様式第十六号の五(四)(表画)中「㊦口座番号又は記号番号(左ヅメ)」や「㊦口座番号(左詰め。ゆめうちよ銀行の場合は、記号(5桁)は左詰め、番号は右詰めで記入し、空欄には「0」を記入。)」と記入せよ。

様式第十六号の六(表画)中「㊦口座番号又は記号番号(左ヅメ)」や「㊦口座番号(左詰め。ゆめうちよ銀行の場合は、記号(5桁)は左詰め、番号は右詰めで記入し、空欄には「0」を記入。)」と記入せよ。

○厚生労働省告示第四十号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第六条第二十項及び第二十三項の規定に基づき、人を発病させるおそれがあると認められるものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成十九年厚生労働省告示第二百号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月七日

厚生労働大臣 田村 憲久

第3中23を24とし、15から22までを一ずつ繰り下げ、14の次に次のように加える。

15 イソフルエンザイルスA属イソフルエンザイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)A/duck/Hokkaido/Vac-3/2007 (H5N1)

第3を第4とし、第2を第3とする。

以下、平成10年法律第114号。医療に関する法律に対する患者及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第11条。

第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第6条第20項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、アピナウイルス属フニンウイルス（Candid # 1）とする。

○厚生労働省告示第四十一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第三十一条の第十二号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める安全キャビネット等の規格（平成十九年厚生労働省告示第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月七日

厚生労働大臣 田村 憲久

第3を第4とし、第2の次に次のように加える。

第3 規則第91条の2第12号の厚生労働大臣が定める規格は、日本工業規格 J I S T 8122 (生物学的危険物質に対する防護服一種類及び試験方法) に規定する陽圧服の規格又はこれと同等以上の性能のものとする。

○農林水産省告示第五百二十四号

（厚生年金保険法第五十二号）
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第二十五条の二第五項の規定に基づき、平成二十二年二月十八日農林水産省告示第三百四十二号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第二十五条の二第五項の農林水産大臣が定める予定生存率及び予定利率を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月七日

農林水産大臣 林 芳正

別表第一を次のように改める

年 齡	男		子		女		子	
	生存數	死亡數	生存數	死亡數	生存數	死亡數	生存數	死亡數
60歲	91308	739			95508			325
61歲	90568	804			95184			352
62歲	89764	862			94831			380
63歲	88902	922			94451			409
64歲	87980	986			94041			437
65歲	86994	1056			93604			466
66歲	85938	1134			93138			501
67歲	84804	1216			92637			541
68歲	83588	1298			92097			584
69歲	82290	1386			91513			634
70歲	80904	1490			90879			697
71歲	79413	1607			90183			772
72歲	77807	1732			89411			859
73歲	76074	1876			88552			959
74歲	74199	2043			87592			1072
75歲	72156	2228			86520			1195
76歲	69928	2432			85326			1330
77歲	67496	2645			83996			1481
78歲	64851	2866			82515			1655
79歲	61985	3083			80861			1847
80歲	58902	3279			79014			2054
81歲	55622	3453			76960			2275